

## 民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 令和6年6月20日(木)  
午前9時58分～午前10時29分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺美穂 副委員長 大友 康信  
委員 阿部 正義 委員 佐藤さやか  
委員 佐藤 繁樹 委員 熊谷克彦  
委員 長南 良彦
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 健康福祉部長 安倍 卓  
出席をした 社会福祉課長 大元 純子  
者の職氏名 こども支援課長 西坂 路子  
保険年金課長 米本 博喜  
健康福祉部企画員兼 佐藤 旭一  
こども支援課長補佐  
社会福祉課長補佐 高橋 敦詩  
保険年金課長補佐 松原 美佳  
社会福祉課主幹兼 越河 勝利  
生活再建支援係長  
こども支援課主幹兼 佐藤 優太  
保育係長  
保険年金課主幹兼 小林 亜沙美  
国民健康保険係長
- 6 事務局職員 事務局 局長 綱川 宏一  
主幹兼議事調査係長 若林 潤  
主 事 高橋 桃花

## 7 付議事件

- (1) 議案第74号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第75号 名取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第76号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (4) 陳情第2号 高館公民館、高館体育館、増田西児童センター高館分館の移転改築に関する陳情
- (5) 陳情第3号 水泳場建設についての陳情

午前 9時58分 開 会

○委員長（小野寺美穂） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって、諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第74号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 議案第74号で東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免ということで、今回の改正の前の対象人数というか世帯数と、今回改正により減免になってそこから外れる人数、割合というのがどれぐらいになっているのか、お伺いいたします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 令和5年までの対象となっていた人数と世帯については、50世帯85人でした。

今回の改正により、減免の対象となって外れた方については、23世帯42人となります。

○委員長（小野寺美穂） 暫時休憩いたします。

午前10時 3分 休 憩

---

午前10時 3分 再 開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。答弁、保健年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 今回、減免の適用外になる方については、22世帯40人となります。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 影響額を捉えていればお伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 今回の減免措置による影響額ですが、現時点で見込んでいる令和6年度の減免額見込みが286万8,300円で、これは令和5年度の実績より180万7,300円の減額となる見込みと捉えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 大友委員の話につながるのですが、対象者に関してどういった周知をされていく予定でしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） 現在私どもで把握している対象者については、毎年減免申請をいただくことになっておりますので、対象者に対して申請書とあわせて通知を差し上げているほか、市の広報とホームページで周知しているところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 今回のこの減免になった金額分について、国などからの補助はあるのでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保険年金課長。

○保険年金課長（米本博喜） こちらの減免については、国の方で財政支援をいただいております。減免額の10分の10、全額を補助対象としていただいているところです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号 名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号 名取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありますか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 提案理由に政令の一部改正とありますが、具体的にどのように内容が変更になったのかお知らせください。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（大元純子） 政令の改正ですが、この条例に規定する弔慰金や災害援護資金には関係のない、水道事業に関する部分が改正になりましたので、条例の内容には影響のない部分となっております。

○委員長（小野寺美穂） 佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 影響はないということですが、今回の改正を行ったことにより、災害援護資金等を借りている市民の方への影響もないということでしょうか。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、社会福祉課長。

○社会福祉課長（大元純子） おっしゃるとおり、影響はないです。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号 名取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 今回の改正条例では、小規模保育事業所や事業所内保育事業所が対象となりますけれども、そういった施設を利用する際に、例えば本市に住んでいるが仙台市の事業所に勤務しており、勤務先の事業所内保育を希望する場合は、名取市民であっても利用が可能なのかどうか、お伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 本会議でも、一部のケースについて答弁申し上げましたが、改めて整理をしてお答えさせていただきます。

小規模保育施設、家庭的保育施設については、原則、仙台市の施設は仙台市民しか入所できない状況です。

事業所内保育施設については、地域枠と従業員枠があり、地域枠は、住民登録をしている方しか入所できませんが、従業員枠については、自身の勤務先の事業所内保育施設であれば、名取市民の方であっても仙台市の施設に入所することができます。

○委員長（小野寺美穂） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 本市には3つの事業内保育所があるわけですが、そちらも同様な取り扱いになっているのか。例えば、本市にある事業所に岩沼や仙台の方が働きに来ていて、その事業所内保育事業所に働きながら預けるといことができるようになっているのかお伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 委員お見込みのとおり、本市の事業所内保育でも市民以外の方が従業員であれば、そこに預けることができるようになっております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 資料を見ると、今回対象の区分が4つありますけれども、それぞれに該当する市内の事業所数をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 議案第76号資料の小規模保育所事業所A型が8施設、あと一番下の小規模型事業所内保育事業所が3施設、市内にあります。

○委員長（小野寺美穂） 佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹） 市内にも施設があるということで今回の改正を考えると、保育の質の確保のために保育士の数を増やすということになると思うのですが、保育士の成り手不足とか人手不足と言われている中で、保育士確保のめどとか、適正に配置できるのかのめど、それらがあるのかをお伺いしたいのと、保育の質の確保のためどのような取組をしているのか、お伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 先ほど申し上げた施設については、今回の改正では影響がありませんので、特に保育士がこの改正によって不足する見込みはありません。

また、質の確保については改正に直接関係はないのですが、毎年市内の保育施設、保育所を対象に、保育の質に関する研修会等で、保育全般のそのときに合った保育の質の確保に向けてのテーマについて、年に数回研修を開催しておりますので、今後も引き続きそちらで、保育の質を高めていきたいと思っております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 議案第76号資料の中で、人数が修正になるということで影響はないという話ですが、実際に保育事業所で、職員1人につき多くて何人ぐらいを現時点では見ているのか、把握していれば教えていただければと思い

ます。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保育係長。

○こども支援課保育係長（佐藤優太） 市内の施設で、配置基準に対して何人のお子さんを見ているかということですが、年齢によって保育士1人で見られる子供の数について違いがあるということと、施設によって保育士の確保状況が違うことから、各施設であくまで法律に載っている配置基準というのは最低基準であります。各施設、状況を捉えながら、最低基準以上の保育士で対応しながら保育を行っております。

具体的に各施設について、この施設は何歳児に何人保育士がおりますというのは、現状把握しておりません。

○委員長（小野寺美穂） 阿部正義委員。

○委員（阿部正義） 影響はないということと今後もとということはあると思うのですが、今回の修正によって、明確には言えないと思うのですが、今後そういう影響がありうるのかどうかということです。今は影響はないけれども、修正をしたことによって事業所の確保というのでしょうか、そういう影響が今後、起こり得るのかどうか、教えていただければと思います。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 今ある市内の施設ですが、先ほど申しあげました小規模保育所、小規模保育事業所A型の8施設は、ゼロ歳児から2歳児までを対象にしている保育所として、今回の基準の改正は、事業所によっては3歳児4歳児を保育できる場合もあるということで基準上は設けているのですが、本市の施設の形態としてはゼロ歳児から2歳児まで以上を対象としておりますので、今後もこの施設について影響はないと言えます。

また、小規模型事業所保育事業所3施設ですが、こちらはどの施設も定員19名であり、地域枠としてゼロ歳児から2歳児までの本市の5名の定員枠を設定することとなっております。19名のうち5人を引きますと残り14名の定員として、こちらが万が一、全員3歳児が入ったとしても、今回の基準の改正の15名には満たないことがありますので、こちらの保育施設についても、今後も特にこの基準の影響は受けないと考えております。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 議案第76号資料でお伺いします。第30条第2項と第32条の第2項の中で、A型とB型ということで区分けされているわけですが、その中で1行目にある、A型については保育士1名、B型については保育従事者1名ということになっているようです。A型は保育士の資格を持っている者でなければ駄目だと限定されているようですが、B型についてはどのような資格を持っている、いわゆる保育従事者ということで取扱いされるのかお伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（西坂路子） 委員がおっしゃったように、A型は全員が有資格者の保育士でなくてはいけない施設ですが、B型については半分以上が保育士で、半分以下は保育士ではない方でも大丈夫なことにはなっています。保育士以外は研修等を実施するというようになっておりますので、保育士の資格はないのですが、保育の現場等の研修を実施して、その質について確保できる職員の配置を求めているということになっております。

○委員長（小野寺美穂） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 今御説明いただいたように、A型は確かに保育士で、B型については有資格者が2分の1の人数がいればよいという規定があるようです。さらに、特例措置的なものがあるようで、保健師とか看護師、准看護師等を特例で保育士とみなすということになっているようですが、そういった特例で認められている方たちが保育従事するに当たった場合においても、1名当たり、ここに記載されている15名とか25名という扱いになるのかどうか、その点についてお伺いします。

○委員長（小野寺美穂） 答弁、保育係長。

○こども支援課保育係長（佐藤優太） 特例についてですが、通常だと全員保育士で配置をしなければいけないところ、同じ空間に保育士がいる場合に限り、看護師等を保育士とみなすということになっておりますので、そういった方についても特例を使えば1名と捉えられるので、保育士1名として配置ということになります。

○委員長（小野寺美穂） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂） 起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第74号から議案第76号までの3か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

午前10時20分 休 憩

---

午前10時21分 再 開

○委員長（小野寺美穂） 再開いたします。

次に、付議事件の（4）陳情第2号 高館公民館、高館体育館、増田西児童センター高館分館の移転改築に関する陳情、及び（5）陳情第3号 水泳場建設についての陳情を一括議題といたします。

陳情2か件に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

初めに、報告書案2か件について、書記をして説明をいたさせます。

その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記（高橋桃花）　〔資料により説明をなした〕

○委員長（小野寺美穂）　ただいま、書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午前10時28分　休　憩

---

\*休憩中の要旨

・委員長案のとおりとすることとした。

---

午前10時29分　再　開

○委員長（小野寺美穂）　再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告につきましては、原案のとおりとしたいと思いを。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書につきましては、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時29分　散　会

令和6年6月20日

民生教育常任委員会

委員長 小野寺美穂